

第2回滋賀県障害者施策推進協議会 議事概要

■日時:令和3年7月28日(水)14:00~16:00

■会場:滋賀県庁本館2階 第五委員会室

■出席者:

(出席委員)

田村会長、石野委員、大橋委員、大平委員、斉藤委員、馬場委員、田中委員、初古委員、崎山委員、谷口委員、竹内委員、山根委員、吉田委員

■概要

(1)滋賀県障害者プランの総括について

(事務局より説明)

*資料1-1

*資料1-3

(事務局より新プラン説明)

(委員)

視覚障害者福祉協会でもB型の事業所を作り運営しているが、収益から考えるとまずまずといったところである。その中で、視力を落とし、働く意欲が落ちていた方が利用を始め、作業を行うことで「私らももう一回やれる」となり、やる気が芽生えていた。マッサージの仕事にも挑戦できるかも、と、50代、60代で盲学校に入学し、新たにマッサージ、針灸を学ぶこととなった。本来のB型事業所の目的とは異なるかもしれないが、働く意欲が芽生えたこうした好事例が2例あった。

地域の中で、道路・建物の掲示物で視力の弱い者にとってはわかりにくいことがある。これはバリアフリーと言えるのかという例がある。大きく書けばいいという認識は違い、書体・形・背景の色の使い方、周りの照明によってはかえってわかりにくいことがある。こうした例から、お金をかけて設置をするならばできる限り当事者の声を聴いていただきながら、活きた形で掲示をして欲しい。プラン実施状況に思うことはたくさんあるが、以上2点を感想として。

(委員)

滋賀県障害者プランの総括に2点質問。

・資料1-1、4ページ「ともに働く」「①県内ハローワーク登録者数のうち、就業中の障害者の数」について、障害種別が知りたい。

・2点目に、法定雇用率について。水増し雇用率の問題が過去にあったが、県庁関係機関についても雇用率の状況が知りたい。

(事務局)

「①県内ハローワーク登録者数のうち、就業中の障害者の数」のうち障害種別の数値は持ちあわせていない。2点目の県庁内の障害者雇用率については、後ほどお答えする。

(委員)

答えられないということか。この問題については繰り返し聞いているので是非とも答えが欲しい。

配布した提出資料について。滋賀県障害者プラン2021に対し、5点の意見。

・「福祉から雇用へ」「雇用から福祉へ」

新しい視点として、一般就労しながら、障害福祉サービス事業所を利用できるよう、併用利用の考え方を積極的に活用してはどうか。聴覚障害者福祉協会の運営するびわこみみの里の中では、週3回20時間未満を一般企業で勤務し、他の日はみみの里へ通所、と併用する利用者がいる。3名の利用者がそれにより自らのモチベーションを維持し頑張っている。一般就労でなかなか定着しない課題もあるので、雇用と福祉が連携し併用という考え方を積極的に採用してはどうか。

・「障害者差別解消法改正に基づく合理的配慮等の法的義務が企業に浸透するよう、具体的施策が必要」

合理的配慮について、対応できていない企業も多いと思うが、浸透には具体的施策が必要である。

・「心が通じるコミュニケーション」

心が通じやすいコミュニケーション、優しい日本語での地域づくりを進めていってはどうか。県においては多文化共生推進プランを策定しており、これは災害を機に、外国人に向けてわかりやすい、優しい日本語で配慮しようというものだが、外国人だけでなく、知的障害、精神障害、聴覚障害等の方に対しても優しい日本語という視点が必要ではないか。

・「言語としての認知や行政等が手話言語と音声言語の平等を図るための措置といった政策」

前回の協議会でも述べたが、言語としての認知を、音声言語と共に平等に行政に活かすことを考えていただきたい。

・「SDGsとの関係性を積極的に促進」

SDGsを積極的に促進していただきたい。資料1-3「滋賀県障害者プラン2021」の5ページには記載があるが、絵に描いた餅と終わらないように、プランに沿って検討していただきたい。

(事務局)

先ほど委員から質問があった県庁知事部局の雇用率については、令和2年6月時点で、知事部局は法定雇用率2.50%に対し、2.58%、教育委員会は法定雇用率2.40%に対し2.66%としていずれも達成をしているところ。

(委員)

「①県内ハローワーク登録者数のうち、就業中の障害者の数」の障害種別の内訳は同じく知りたいところである。発達障害の団体においては、例えば自閉症というだけで「扱いづらい」「この人らは口答えする」と就労を断られるケースを聞く。そうした状況が続いていることから、就業者全体のうちどういった割合なのか、少しずつでも増えているかは知りたいところである。

バリアフリーの推進について、街中で段差が減ったりトイレに手すりが付いたりとかいふ動きやすくなってはいるが、文字のバリアフリーも進めてほしい。委員同様、大きく書けばいいのではなく、現在は見やすい、認識しやすいUDフォントもあり無料で使用できる。しかし、県や市町の重要な通知も未だに元の明朝体で、文字が詰まって見づらく、見落としにつながる。

個別の指導計画と支援計画について。作成の実績が上がってきたとあり、利活用を進めるとの

報告であったが、学校の中だけでなく、保護者にも活用してもらえよう説明し、計画書を渡すようにしてほしい。未だに学校の面談では、個別の指導計画、支援計画を見せてはもらえないが、10～15分の面談の中で、机に置いてあってもほとんど説明されず、普段の様子のみ受け、持ち帰ることもできない。どういったものなのか知らない保護者も多い。その状態で、放課後等デイサービスのような事業所で宿題をするときに、指導の方向性が全く分からない。試みても、子どもは「学校と違う」と混乱する。同じことが家庭でも起こる。学校、福祉、保護者で足並みをそろえるためには、個別の指導計画、支援計画の活用が便利ではないか。指導計画は校内で教員の一年のざっくりした計画であるが、個別支援計画は、学校だけでなくその後どう生きていくのか、という長期プランとして立てるものである。作成段階から校内のみではなく保護者、福祉事業所、医療も関わって作るべきではないか。そうした仕組みづくりと周知を。

(事務局)

個別支援計画の利活用については、特別支援教育課による特別支援教育支援委員会があり、障害福祉課長も委員として参加している。昨年度までの議論においても、単に作るだけでなく、質の向上や保護者、支援者も巻き込んだ作成プロセスを、という意見が出た。利活用についても、次回8月の同委員会でもご意見を伝えたい。

(委員)

個別支援計画について、同様に複数の専門職と当事者が関わるべきだと感じる。本人の様子と要求について、本人の思うことに加え、支援者としての視点も求められている。

本人のニーズと同時に、家族のようなケアする人のニーズの視点も持って計画を立てることが求められているのではないか。

(委員)

資料1-1、10ページのヘルプマーク配布について。一般にも少しずつ理解が広がっている印象である。もとは、障害者としてわかりにくい、生きづらさを抱えることが見ただけでわからないという方のためであった。配布数が、令和元年より令和2年が少なくなっているが、コロナ禍が原因という認識があるだろうが、コロナ禍においてはマスクができない方がいる。ヘルプマーク配布数が減っているのは、理解の高止まりがあるのではないか。配布した中で療育手帳所持者が何パーセントかを記載してほしい。更なるヘルプマークの普及を進めてほしい。津久井やまゆり園事件の後、ヘルプマークを隠して移動する当事者もいた。今は障害を隠すような時代ではなく、ヘルプマークの普及は、障害を社会に対し無言で発信できる手段である。県として、配布合計数のうち手帳所持者が何パーセントかを記載してほしい。

(事務局)

ヘルプマークについては県としても工夫を行っており、個人情報などを別に記載するヘルプカードの導入も始めた。また、配布場所については市町本庁舎だけでなく支所にも設置し、郵送対応も行うことで浸透を図っているところ。配布数に占める障害者の割合については、ヘルプカードの対象は、療育手帳所持者だけではない。身体障害で内部疾患がある方や、妊娠初期の方といった様々な配慮を必要とする方を対象としており、障害者の割合は出していない。

(委員)

ヘルプマークを障害のない方にも活用いただけるという点について、周知を行ってほしい。

(委員)

資料 1-1、13 ページ、5について。企業にアプローチする施策が一つもないのが気になる。例として、6 ページの農福連携で「事例集を作成・配布」とあるが、福祉に携わっていないとそうした取組があることを知ることができない。13 ページの就労支援事業所職員の専門知識の習得や支援力向上の支援などの取組については、当社の展開する事業において、就労移行支援事業所とB型事業所に問い合わせを行っている。多くを求めてはいけないのはわかるが、あるB型事業所では、少人数で力のある仕事のできる人員が少なく、出してしまうと他の下請けの仕事の納品支障が出る、と。その力のある当事者にとってはいいことなのだろうかとの疑問に感じた。就労支援事業所だけでなく、普段から支援員も学んでもらいたい。

(委員)

資料 1-1、6 ページ「1. 発達障害のある人への支援の充実」について。「支援が届きにくい人への関係機関の関わり」における支援が届きにくい人とはどういった人を想定しているか。

(事務局)

発達障害者支援地域協議会検討部会を8月に予定している。「支援が届きにくい人」とはひきこもりの方を含め非常に幅広いが、事務局としてこの検討部会で想定しているのは、学齢後期、大学進学後または就職後に発達障害がわかり、学齢期に支援につながっていなかったことから困っている人として定義している。教育・福祉・就労の連携により、支援できていなかった人に対しいかに効果的に支援を行うか議論をしていきたい。

(委員)

ヘルプマークについて、助けを求めていることを外からわかりやすくするというのがスタートであったということで、そうした経緯からある視覚障害者の方から、「障害があると外見でわかる自分たちはヘルプマークを着けてはいけないのか」と遠慮をするような問い合わせがあった。当初の経緯から、そう認識している当事者は多いかもしれないので、使ってもいいという啓発を行ってほしい。

「ともに活動する」におけるスポーツ参加人数はコロナ禍の影響もあり伸び悩んでいるが、滋賀県障害者プラン2021では障害者スポーツ県大会の参加人数が目標として定められているが、県大会の種目は全国障害者スポーツ大会の競技種目が中心である。障害者スポーツは広く他にも様々な種目があり、大会出場者だけを障害者スポーツ参加者として捉えるのではなく、様々な場所での様々なスポーツ・レクリエーションへの参加も目標として捉えられるように加えてほしい。

(事務局)

ヘルプマークについては、実際取りに来られる方について、断ることはない。欲しい方全てに配布をするよう周知を徹底する。

障害者スポーツについては、何らかの尺度をとということで第2期滋賀県スポーツ推進計画にあ

る目標値を設定しているが、余暇活動を含め幅広く障害者の社会参加を応援するため「ともに活動する」を掲げている。目標値とは別に幅広く考えていく。

(委員)

県、市、支援機関、病院といった相談機関に足を運んでいる人は6割克服しているのではないかと感じる。水面下には、行けない、行っても伝わらない、ひきこもるといった隠れたニーズをどうするか。新プランは、読んでわかりづらい。たらいまわしにされて疲れてしまうケースをよく聞く。これを読み、ではなく寄り添う人が必要なのではないか。誰かに訪問してほしいのに、一回も訪問されないケースもある。訪問してその中で一緒に外に出ることが大切ではないか。発達障害当事者は自信が持てず、「もういい」と。相談に行くと、しんどくなる。また、障害就労したはいいが、障害就労の賃金で、他の人と同じように使われ入院するに至った例では、働き通しで相談する時間がないと。就職して終わりではなく、そこから支援を始め、ジョブコーチのような巡回・訪問が必要なのでは。訪問を親が拒絶するケースもある。相談機関の席に着く前に、どう支援するか。

(委員)

新プランのわかりやすい版については、大変いいことだが、目線に問題があるのではないかと。「なければならない」という表現が4か所あるが、適切か違和感がある。ルビは全部に振ってあるが、逆にわかりにくくなっているのではないかと。改めて精査を。

(事務局)

ひきこもりの方に対しては、アウトリーチ・訪問型の支援の取組を始めている。把握がしづらいことから、民生委員と協力し相談機関につなげる取り組みも行っている。相談窓口については、市町、県が重層的に支援できるよう目指している。

わかりやすい表現、優しい日本語については、改めて手話言語と情報コミュニケーション条例の検討において平易な表現について議論したい。

(2)手話言語と情報コミュニケーション条例のまとめについて

(会長)

会議を10分延長する。(異議なし)

(事務局より説明)

資料2-1は、第1回協議会の意見を取りまとめたもの。

資料2-2は、第1回協議会における委員からの指摘を受け、宮城県を追加したもの。

第3回以降の協議会において、協議会の意見を集約したい。

(会長)

この資料については、次回議論いただくということで、資料について質問等がございましたらお願いします。

(委員)

元は手話言語条例を作る流れがあったが、小委員会を立ち上げる時点で、手話言語と情報コミュニケーションを総括したもの(一体型)になっているが、別立型ではいけない理由があるのか。

(事務局)

県は事務局の立場として、中立の立場である。一方、2年間8回の小委員会では、座長を除いた15名の委員のうち、一体型が10名、別立型が5名という状況であった。これを踏まえ、第1回協議会では、一体型、別立型、障害別の意見を委員よりいただき、取りまとめた内容を委員に確認いただいたうえで、今回の資料としているところ。

県としては、10月頃の第3回の本協議会での結論を踏まえ、その後県の方針を知事が明らかにすることになると思う。

以上